

菊池市建設工事におけるワンデーレスポンス実施要領

(目的)

第1条 この要領は、菊池市が行う建設工事の安全及び品質を確保し、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始を行うために、十分な工期を確保した上で、適切な工程管理が行えるように、受注者及び発注者が協力して工事現場における諸問題に対し、ワンデーレスポンス(工事現場で発生する問題に対して迅速に対応するために、受注者からの協議等に対し、原則1日以内に発注者が回答する取組をいう。以下同じ。)により迅速に組織的及びシステムの問題解決を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 ワンデーレスポンスの対象工事は、原則として、菊池市が発注する全ての建設工事とする。

(実施方法)

第3条 ワンデーレスポンスは、受注者から書面(電子メール等を含む。以下同じ。)により行われた協議等に対し、発注者が書面により回答する方法により実施するものとする。ただし、緊急を要するやむを得ない場合は、この限りでない。

2 受注者又は発注者は、前項ただし書の規定により、書面によらない方法により協議等又は回答を行ったときは、当該緊急を要するやむを得ない状態が解消した後、速やかに、当該協議等及び回答の内容を書面により通知するものとする。

3 第1項に規定する協議等が、主任監督員又は総括監督員による判断が可能な措置内容であるときは、主任監督員又は総括監督員は、ワンデーレスポンスにより措置の可否を回答するものとする。

4 主任監督員又は総括監督員は、対外協議又は検討等が必要である等、1日以内に措置の可否を回答することができないときは、当該措置の可否が回答できるようになる日(以下「回答予定日」という。)を受注者に協議した上で、ワンデーレスポンスにより回答予定日を回答するものとする。

5 主任監督員又は総括監督員は、対外協議又は検討等に時間を要し、前項に規定する回答予定日を超えることが明らかになったときは、回答予定日を受注者に協議した上で、延長する回答予定日を書面により通知するものとする。

(実施における留意点)

第4条 ワンデーレスポンスを実施するに当たり、所定の工期内に工事を完成させるこ

とを共通目標とし、次項及び第3項に規定する事項に、発注者及び受注者双方で取り組むものとする。

2 発注者が取り組む内容は、次の事項とする。

- (1) 主任監督員又は総括監督員は、工事の進捗状況を常に把握し、工事現場の問題点を事前に把握できるよう努めるものとする。
- (2) 主任監督員又は総括監督員は、受注者から協議等を早期に受け付けることを前提とするため、受注者に対し、次のア及びイの事項を周知するものとする。

ア 的確な状況の資料等による協議等の重要性

イ ワンデーレスポンスは、工事施工中に発生する諸問題に対し迅速に対応し、効率的な工事施工及び監督業務を行うための取組であり、工事の施工、監督及び検査の実施に関する取扱い並びに要領等を変更するものではないこと。

3 受注者が取り組む内容は、次の事項とする。

- (1) 施工計画に基づいて、各作業への関連及び進捗等が把握できる綿密な計画工程を立案し、工程管理を実施するものとする。
- (2) 工事の実施に当たって重大な項目については、あらかじめ計画工程の中に必ず記載するものとする。
- (3) 工事施工中において問題が発生したとき又は計画工程と実施工程を比較照査し差異が生じるおそれがあるときは、原因を追究するとともに、速やかに書面により主任監督員又は総括監督員に報告するものとする。

(特記仕様書への記載)

第5条 発注者は、特記仕様書等にワンデーレスポンス対象工事であることを明確に記載するものとする。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。